

沖縄県立芸術大学における研究に関する記録及び研究データの保管・保存要綱

令和7年3月25日

冲芸大要綱第11号

(目的)

第1条 この要綱は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）及び「沖縄県立芸術大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」（以下「不正防止規程」という。）第7条第4項を踏まえ、研究に関する記録及び研究に用いたデータを適切に保管・保存する措置を講じることにより、沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）における教員等の研究上の不正行為を防止することを目的とする。

(保管・保存の対象となる記録及びデータ)

第2条 本要綱で保管・保存の対象とするものは、本学の教員等により実施された研究に関する研究記録及び研究に用いたデータ（実験・観察記録ノート、実験データ、解析記録、解析に用いた生データ、物品・データの入手に関する記録など、研究が科学的及び倫理的に適切に遂行しているあるいはしたことを検証するのに必要な全ての紙媒体及び電子媒体での記録）であり、研究内容や遂行実態の適切性を第三者が検証するために必要な全ての紙媒体及び電子媒体での記録とする。（以下「研究データ」という。）

(保管・保存義務期間及び方法)

第3条 研究データの保管・保存義務は研究開始時から生じ、当該研究が終了した時点もしくは当該研究の結果が公表された時点の二つの時点の遅い方から10年間継続されるものとする。

2 教員等は責任をもって研究データを保管・保存しなければならないものとし、研究データを破棄、紛失、毀損等しないよう、定期的にバックアップをとることとする。

(管理責任者)

第4条 研究データの管理責任者は、不正防止規程で定める統括管理責任者とする。

2 教員等は自身を研究代表者とする研究データについて、保管・保存の期間、形態及び場所を統括管理責任者に対して報告し、統括管理責任者は「研究データ保管・保存管理簿」にその内容を記載して管理するものとする。

3 前項で定める「研究データ保管・保存管理簿」の様式は、別紙のとおりとする。

(開示義務)

第5条 教員等は「沖縄県立芸術大学における研究活動に係る不正行為に対する通報等の手続きに関する細則」で定める調査委員会から研究データの開示請求があった場合はこれを開示しなければならない。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日学長決裁）
この要綱は、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。

(別紙) 公立大学法人沖縄県立芸術大学における研究に関する記録及び研究データの保管・保存要綱 第4条関係

研究データ保管・保存管理簿

	研究代表者	研究種目	研究課題	研究期間	保管・保存期間	保管・保存形態	保管・保存場所
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							